

## 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所の名称	よこすか浦賀病院 リハビリテーション科
開設者	横川 秀男
事業所医院	医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム よこすか浦賀病院
事業所の種類	訪問リハビリテーション事業所
介護保険指定番号	神奈川県 第1411910280号
所在地	神奈川県横須賀市西浦賀1-11-1
事業責任者氏名	丸山 英樹
管理者・専任者氏名	一柳 陽亮
連絡先	電話：046-841-0922(病院)/046-841-0886（リハビリテーション科直通） FAX：046-841-0886
サービスを提供する地域	横須賀市 2km圏内（鴨居、小原台、二葉、浦上台、浦賀、西浦賀、東浦賀、浦賀丘、光風台、若宮台、吉井、長瀬、久里浜） 4km圏内（神名町、ハイランド、栗田、佐原、久村、内川、内川新田、舟倉、根岸町、池田町、大津町、桜が丘、馬堀海岸、馬堀町、走水） 6km圏内（日の出町、米が浜通、平成町、三春町、富士見町、公郷町、田戸台、望洋台、佐野町、衣笠町、小矢部、森崎、大矢部、岩戸、光の丘、山科台、長沢、グリーンハイツ、野比）

### 2 事業所の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

障害をおっても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、その人らしい日常生活を営むことが出来るよう、適正な訪問リハビリテーションを提供する事を目的とします。

#### (2) 運営方針

- ①利用者とその家族の立場に寄り添い、その意見を尊重し、自立と安楽の実現に向けて援助します。
- ②利用者の主体性を尊重し、利用者個々の希望に沿った目標を達成できるよう、リハビリテーションを提供します。
- ③地域の皆様が安心して日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスの安定した供給に努めます。
- ④事業者の職員は、人間性・知識・技術の向上を目指し、自己研鑽・各種研修の機会を設けます。
- ⑤地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・各種居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3 事業所の職員体制（2024年5月27日現在）

職種	資格	常勤	非常勤	役割
事業責任者	理学療法士	1名	名	業務管理・相談窓口
理学療法士	理学療法士	6名（専任1名、兼任5名）	名	訪問リハビリテーションの提供
作業療法士	作業療法士	1名	名	訪問リハビリテーションの提供
言語聴覚士	言語聴覚士	名	名	訪問リハビリテーションの提供

4 サービスの営業・提供日時

営業日	月～金曜日 但し、国民の休日・年末年始（12/31～1/3）は除く。
営業時間	9:00 ～17:00

5 サービス利用のために

事項	有無	備考
訪問サービス従事者の変更の可否	○	変更希望の場合は御相談下さい
職員の研修実施	○	適宜実施しています
計画書・報告書の作成	○	主治医・介護支援専門員に報告しています

6 サービスの利用表

訪問リハビリテーションの利用料は、別紙の通りです。

7 緊急時の対応

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
また、緊急連絡先・介護支援専門員に連絡致します。

主治医	氏名 (診療科)	( 科)
	所属医療機関 の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名 (続柄)	( )
	電話番号	
介護支援専門員	事業所	
	氏名	
	連絡先	

## 8 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、訪問サービス提供により事故が発生した場合に市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、主治医等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合、その原因を究明し再発予防の対策を講じます。
- (3) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (4) 訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

## 9 個人情報保護

訪問リハビリテーションサービスの提供で知り得た、利用者・ご家族の個人情報について、その秘密を保持するとともに、他に情報提供をする場合は、利用者・ご家族の同意を得て行います。また、記録物などの開示を希望される場合は、対応させていただきますのでご相談下さい。

## 10 サービスの相談・苦情対応について

サービスについての相談・要望・苦情については、記載窓口までお申し出下さい。迅速かつ適切に対応致します。なお、事業者にて対応困難な場合は、開設法人に対応処置を委ねることもあります。

☆サービス相談窓口（受付時間 平日9:00 ～ 17:00）

電話番号	046-841-0922(病院代表) 046-841-0886 (リハビリテーション科直通)
担当者（運営責任者）	丸山 英樹

☆行政機関・その他苦情受付機関

当事業所以外に、県・市町村の相談窓口、神奈川県国民保健連合等に苦情を伝える事が出来ます。

横須賀市役所	福祉部地域福祉課	046-822-9613
神奈川県国民健康保険団体連合会		045-329-3447

## 11 ご利用に当たってのお願い

- 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。記録の為、写真を撮らせていただくことがあります。ご了承下さい。
- 訪問リハビリの効果を確認する為に、動作等を画像で取らせていただく事があります。
- 訪問の予定の変更・キャンセルを希望される場合は、当日9時までにご連絡をお願い致します。
- 担当者の急なお休みにより、訪問日・訪問時間・担当者の変更を御相談させて頂くことがあります。
- 訪問予定時間は、やむを得ず5分～10分程度前後する事がございます。30分以上遅れそうな場合はご連絡致します。

当事業所は、訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容及び、本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

事業者 所在地：神奈川県横須賀市西浦賀1-11-1  
名称：医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム よこすか浦賀病院  
代表者：理事長 横川 秀男

説明者： 氏名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
#REF! 年 #REF! 月 #REF! 日

私は事業者から、本書面により、サービス内容及び訪問リハビリテーションサービスについての重要事項の説明を受け、訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所： #REF!

氏名： \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所：

氏名： \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
年 月 日

## 重要事項説明書 別紙1

(1) 利用料金など一覧表

※令和6年度 介護報酬改定内容に基づく

	単位数	利用者負担額 (1～3割)	備考	
要介護	訪問リハビリテーション 基本単位：20分 (20分を1回とする)	308単位	1割：約328円	40分（2回）では616単位、 60分では924単位となります。
			2割：約657円	
			3割：約985円	
	サービス提供体制強化加算 (I) (20分につき)	6単位	1割：約 7円	当事業所にてリハビリ業務に8年以上従事している者が在籍している場合に算定されます。
			2割：約13円	
			3割：約19円	
	短期集中 リハビリテーション加算	200単位	1割：約213円	退院日より3ヵ月以内に限り、一週間に2度以上実施された場合に算定されます。
			2割：約426円	
			3割：約640円	
	認知症短期集中 リハビリテーション加算	240単位	1割：約256円	認知症であると医師が診断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けたリハビリスタッフが訪問開始から3ヶ月以内の期間にリハビリテーションを集中して実施した場合に算定されます。
2割：約512円				
3割：約767円				
退院時共同指導加算	600単位	1割：約640円	病院に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所のスタッフが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った際に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を算定します。	
		2割：約1279円		
		3割：約1919円		
リハビリテーション マネジメント加算 (イ)	180単位	1割：約190円	①医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。さらに医師の指示内容を記録すること。 ②リハビリテーション会議（テレビ会議可）を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。 ③3月に1回以上、リハビリテーション介護を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画書を見直すこと。 ④PT、OT又はSTが、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 ⑤PT、OT又はSTが（指定居宅サービスの従業者と）利用者の居宅を訪問し、その家族（当該従業者）に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ⑥リハビリテーション計画について、計画作成に関与したPT、OT又はSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ⑦上記に適合することを確認し、記録すること。	
		2割：約380円		
		3割：約570円		

要介護	リハビリテーション マネジメント加算（ロ）	213単位	1割：約225円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算A（イ）の要件に適合すること。</li> <li>・利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</li> </ul>
			2割：約450円	
			3割：約674円	
※リハビリテーションマネジメント加算に関して、リハビリテーションの必要性を医師が利用者または利用者家族に説明した場合、上記単位数に加えて270単位を算定します。				
要介護	移行支援加算	17単位	1割：約18円	ADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に訪問リハビリが移行できる等、質の高い訪問リハビリを提供している場合に算定されます。
			2割：約36円	
			3割：約54円	
要支援	介護予防訪問 リハビリテーション 基本単位：20分 (20分を1回とする)	298単位	1割：約318円	40分（2回）では596単位、 60分（3回）では894単位となります。 ※介護予防リハビリテーションにおいては、利用開始から12ヶ月を経過した場合は、規定の単位数より30単位/回の減算となります。
			2割：約635円	
			3割：約953円	
要支援	サービス提供体制強化加算 (I) (20分につき)	6単位	1割：約7円	当事業所にてリハビリ業務に8年以上従事している者が在籍している場合に算定されます。
			2割：約13円	
			3割：約19円	

※請求例

【要介護・例】

週1回60分の訪問リハビリサービス利用の場合（月4回、マネジメント加算イ取得時）

$(308\text{単位} + 6\text{単位}) \times 3 \times 4\text{回} + 180\text{単位} = 3,948\text{単位}$

$3,948\text{単位} \times 10.66 = \underline{42,085\text{円}} \text{（1ヶ月に係る費用）}$

(1割負担の実質負担金額)

・  $42,085\text{円} \times 9\text{割} = 37,876\text{円}$ （介護保険に請求する金額）

・  $42,085\text{円} - 37,876\text{円} \Rightarrow \underline{4,209\text{円}}$ （自己負担金）

(2) お支払方法

原則、口座引き落としとなります。訪問リハビリ契約時に口座引き落とし申込書をお渡しします。

毎月10日前後に、前月分の請求書を発行します。お支払いの確認が出来次第、領収書を発行致します。領収書の再発行はできません。大切に保管して下さい。